公示番号　令和７年　第７号

公示

　下記の事業者につき、内航海運業法第17条第１項第２号の規定に基づき内航海運業の登録を取り消すこととなったので公示する。

記

１．事業者名及び登録番号

　　平成海運有限会社（神Ｒ１３３６）

　　有限会社早矢海運（神Ｒ１２１３）

２．根拠となる法令の条項

　　内航海運業法第17条第１項第２項

３．原因となる事実

　　内航海運業法に定める総トン数又は長さの船舶を所有していないこと。

４．登録を取り消した日

　　令和７年６月17日

以上

令和７年６月17日

神戸運輸監理部長